平成３０年（フ）第３８号
香川県高松市成合町808番地３　めぞん成合104
破産者　北原　一彦
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４号
香川県三豊市三野町大見甲4017番地１
破産者　山本　佳子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第１５号
香川県観音寺市瀬戸町３丁目３番21号
破産者　大谷　麻未（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第３８号
愛媛県松山市古川北４丁目２番９号　エースコート古川北Ａ－２号
破産者　上田　正徳
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２１号
福岡県大牟田市諏訪町２丁目24番地６
破産者　今本　祐三
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第６３号
長崎県長崎市八つ尾町６番４―201号
破産者　田中　良子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７３号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷64番地36　中村アパート201、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2025番地２
破産者　尾上　　恵
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第７９０号
東京都多摩市落合１－３－６　ダイアパレス多摩センターⅡ904
再生債務者　人見　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１００５２号
東京都多摩市落合１－３－６　ダイアパレス多摩センターⅡ904
再生債務者　人見佐智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第１号
長崎県平戸市大久保町2313番地１
再生債務者　豊住　寿明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

平成２９年（再イ）第２号
長崎県松浦市今福町滑栄免482番地
再生債務者　田中　聡枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月８日
長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

平成２９年（再イ）第３０号
埼玉県東松山市六軒町１番地14　リゾンド小林Ⅲ　201
再生債務者　桑原　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月６日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（再イ）第１３号
横浜市緑区長津田４丁目17番42号
再生債務者　箱木　清幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第３６６号
横浜市保土ケ谷区常盤台86番１―824号
再生債務者　齋藤　正和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２６号
沖縄県那覇市樋川２丁目14番３―405号　ラフィーネ樋川
再生債務者　桃原　一哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再イ）第５２号
群馬県伊勢崎市間野谷町530番地151　スペースタウン赤堀Ｄ１
再生債務者　中村　　功
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月８日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（再イ）第５５号
群馬県渋川市伊香保町伊香保396―20、住民票上の住所愛知県名古屋市昭和区白金１丁目８番11号
再生債務者　垣見　俊介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月８日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（再イ）第６号
福岡県久留米市六ツ門町３番地62　アーバンクルーザー六ッ門1004号　前住所福岡県久留米市上津町1298番地１
再生債務者　熊本貴世子（旧姓荒津）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月６日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２９年（再イ）第１５４号
北九州市八幡西区上上津役２丁目13番７号
再生債務者　重松　英昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部